

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第100回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年11月27日（木）10:00～10:44

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、
滝澤 光正、巽 智彦、三浦 佳子、若林 亜理砂

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

（情報流通行政局郵政行政部）

牛山 智弘（郵政行政部長）、渡部 祐太（信書便事業室長）

（事務局）

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可、信書便約款の設定の認可及び信書便管理規程の設定の認可【諮問第1270～1272号】

開 会

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第100回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員8名、全員出席予定で現在7名ですかね、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書の規定に従い、非公開にて行いたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は諮問事項3件でございます。諮問第1270号から1272号「特定信書便事業の許可、信書便約款の設定の認可及び信書便管理規程の設定の認可」について、総務省から御説明をお願いいたします。

○渡部信書便事業室長 総務省信書便事業室長の渡部でございます。よろしくお願いいたします。諮問第1270号の特定信書便事業の許可、第1271号の信書便約款の設定の認可、第1272号の信書便管理規程の設定認可の3件についてまとめて説明をさせていただきます。

資料100-1を御覧ください。まず、特定信書便事業の許可についてでございます。

1ページの諮問書に続きまして、2ページ目からが別紙1、特定信書便事業の許可申請の概要でございます。

3ページを御覧ください。今回、こちらの9者から許可申請がなされてございます。これらの申請者は、現在、主に営んでいる貨物運送業等の既存インフラを活用して信書便事業を行うことを予定しておりまして、9者とも、3辺の合計が73センチを超える、または重さが4キロを超える大型信書便サービスでございます。1号役務として、企業の拠点間の巡回サービスの提供や、自治体の公文書配送業務の受注を計画してございます。また、9者のうち4者については、1通の料金が800円超の高付加価値サービスである3号役務として、企業の拠点間の直送サービス、または、専用ボックスによる高セキュリティサービスの提供も計画してございます。

また、業務の一部の委託を予定している2者については、委託により、経費の削減を図ることが可能という経済性、また、委託契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていることなどを確認しております、適切なものと認められます。

10ページを御覧ください。各者の役務の内容につきましても、信書便法で定める大きさ、重量、料金の規定に適合していることを確認しております。

許可基準の3点目は、「その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。」でございます。行政庁の許可につきまして、各者とも信書便事業に、自動車その他の輸送手段を使用する予定としておりますが、その種類に応じまして、一般貨物自動車運送事業の許可、貨物系自動車運送事業の届出、第一種貨物利用運送事業の登録の手続を既に済ませていることを確認しております。また、資金計画については、先ほど御覧いただきました事業開始に要する資金の見積りは、実績等を基に適切かつ明確に算出されておりました、その資金の調達についても貸借対照表等により明確な裏づけがあることを確認しております。したがって、適切であると判断しております。

最後に4番目の点ですが、いずれの申請者についても信書便法に規定する「直近2年以内に法令違反の処分を受けたもの」との欠格事由には該当していないことを確認しております。

以上によりまして、各者とも信書便法に掲げる許可の基準に適合していると認められますので、特定信書便事業の許可をすることとしたいと考えてございます。

続いて、資料100-2を御覧ください。信書便約款の設定の認可についてでございます。信書便法では、提供条件の定型化が進展している一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者向けには、総務大臣が標準約款を定めておりました、これと同じ約款を使用する場合は、個別の認可は不要となっております。他方で、標準信書便約款とは異なる約款を定めたい場合や、標準信書便約款が存在しない類型でサービスを提供する場合には、約款について個別の認可が必要となっております。

1ページの諮問書に続きまして、2ページからが別紙1、信書便約款の設定の認可申請の概要でございます。今回の特定信書便事業の許可申請者9者のうち7者は、標準信書便約款を使用する予定となっております。他方で、横浜ビジネスサポート株式会社及び東新運輸株式会社の2者については、個別の信書便約款の設定の認可申請が行われてございます。

横浜ビジネスサポート株式会社につきましては、標準信書便約款が存在しない第

一種貨物利用運送事業として、信書便物の送達を行うため、個別の信書便約款の設定の認可申請を行うものでございます。

東新運輸株式会社については、利用者との間で定めました巡回スケジュールに基づく予定日時に信書便物を引受け及び配達をする規定を独自に規定した約款を適用することとしてございまして、個別の認可を求めるものでございます。

4 ページからの別紙 2 に審査結果をまとめておりまして、いずれの項目についても適正かつ明確に定められており、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められますので、認可の基準に適合していると判断されまして、認可をすることとしたいと考えております。

続いて資料 100-3 を御覧ください。信書便管理規程の設定の認可についてでございます。信書便法では、「特定信書便事業者は、その取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するため、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。」とされているところでございます。

1 ページの諮問書に続きまして、2 ページからが別紙 1、信書便管理規程の設定の認可申請の概要でございます。今回の特定信書便事業の許可申請者 9 者については、いずれも新規の事業者でございますので、参入に合わせて信書便管理規程の設定の認可も必要となるものでございます。各者の信書便管理規程には、信書便法施行規則で定められております記載事項に沿って、信書便管理者の選任及び職務、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、事故発生時等の措置、信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施について記載されております。

4 ページからの別紙 2 に審査結果をまとめておりまして、各者とも必要な項目が過不足なく記載されており、取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認められますので、許可の基準に適合していると判断されます。したがって、こちらについても認可をすることとしたいと考えているところでございます。

諮問事項の説明は以上となりまして、本日御審議の上、今回申請のあった事業許可や認可が適当とされた場合には、参考 1 のとおり、全国で特定信書便事業者 638 者となる予定でございます。その他、参考 2 として、本社所在地別の特定信書便事業者参入状況を添付してございます。

続きまして、今回は参考 3 として「特定信書便事業の現況」、参考 4 として「特定信書便事業者に関する令和 6 年度事業実績のモニタリング結果について」を添付してございますので、概要について御説明をさせていただきます。

まず、参考 3 を御覧ください。特定信書便事業の現況として、令和 6 年度末時点

の事業者数、引受通数、売上高等について取りまとめたものでございます。

1 ページを御覧ください。令和6年度末の特定信書便事業者数ですが、前年度末から27者増の623者となっております。役務別では、1号役務が参入34者、退出6者、差引き28者増の563者、2号役務が参入1者、退出1者で差引き0者の96者、3号役務が参入12者、退出6者、差引き6者増の314者となっております。

2 ページを御覧ください。令和6年度の総引受通数は、前年度比1.2%増の約2,141万通となっております。役務別では、1号役務が前年度比4.3%増と堅調な伸びを示す一方で、2号役務と3号役務は前年度より減少をしております。

3 ページを御覧ください。令和6年度の売上高総額は、前年度比1.3%増の約191億円となっております。役務別では、1号役務が前年度比4.6%増となっている一方、通数と同様に2号役務と3号役務は前年度より減少しております。

4 ページを御覧ください。特定信書便事業者の経営形態ですが、株式会社等の会社形態が大半を占めております。組合、社会福祉法人、個人事業主等も一定数いらっしゃるところでございます。会社形態の事業者の資本規模は、9割近くが資本金1億円未満となっているところでございます。

5 ページを御覧ください。本社所在地別の参入状況を見ますと、東名阪を中心に全国で参入が見られるところでございます。

6 ページを御覧ください。売上高を引受通数で除して算出した直近5年の特定信書便事業の平均単価の推移をお示ししております。黒の折れ線が特定信書便事業全体の平均単価でございます。おおむね900円前後で推移をしております。役務別では、青の折れ線の1号役務が700円前後、ピンクの折れ線の2号役務が300円から400円台、緑の折れ線の3号役務が1,500円から1,600円台で推移をしております。

7 ページを御覧ください。関連業界や経済動向との比較でございます。左側が引受通数でございますが、特定信書便、郵便、宅配便、メール便それぞれの令和2年度の実績を100として、5年間の増減を指数で比較しております。オレンジの折れ線の特定信書便は一度減少した後、回復しているのに対しまして、郵便、メール便は大幅な減少傾向が続いております。宅配便は、eコマースの伸長を背景として一貫して増加をしております。

右側が売上高でございますが、グレーの折れ線の名目GDPと比較をしますと、特定信書便と郵便は弱い動きになっているのに対しまして、宅配便を含めた運輸業・郵便業全体では、名目GDPを大幅に上回る伸びを示しているところでございます。

続きまして、参考4を御覧ください。こちらは特定信書便事業者個社ごとの令和6年度の事業実績を分析したモニタリング結果をまとめたものでございます。

1ページを御覧ください。既存事業者全体につきまして、令和6年度の引受通数及び営業収入の対前年度比での増減を分析し、20%を超える大幅な増減があった事業者にはヒアリングによって、その理由も確認をいたしました。全体としては、対前年度比で0%から5%の増加となった事業者数が最も多くなってございます。

2ページを御覧ください。1号役務につきましては、全体の傾向と同様に、対前年度比で0から5%の増加となった事業者数が最も多くなっております。また、20%を超える大幅な増加となった事業者は、主な理由として、入札等による新規顧客獲得、また、大幅な減少となった事業者は、主な理由として入札で落札できなかった等を挙げてございます。

3ページを御覧ください。2号役務では、事業者ごとに増減率がばらついております。また、事業者数が少ないことから、今回は大幅な増減の理由等を十分に分析するには至っておりません。

4ページを御覧ください。3号役務では、対前年度比で減少となった事業者が半数以上となっております。20%を超える大幅な減少となった事業者は、主な理由として、電子媒体への利用切替、契約先の減少等を挙げてございます。

5ページを御覧ください。こちらは令和5年度の新規参入事業者23者について、通年での事業実績が出そろった令和6年度の引受通数及び営業収入を許可申請時の見込みと比較をして分析した結果でございます。収入ベースで見ますと、23者中9者が見込みを上回る、または若干下回るもののおおむね見込みに近い実績となっております。

一方で、23者中14者は「入札で落札できなかった」、「予定した顧客との契約が不調になった」等の理由で、見込みを大幅に下回る厳しい結果となっております。見込みを下回った新規参入事業者の多くは、本業として貨物運送事業を営んでおられますが、直ちに会社全体の経営に悪影響が生じるものではないと認識はしておりますが、状況については、引き続き注視してまいりたいと考えているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上となります。本日御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について御意見や御質問がございましたら、いつものようにチャット機能のほうに書き込んでいただけますでしょうか。

先にちょっと私からよろしいでしょうか。今回、モニタリングの結果を詳しく御説明いただきまして、まずはこの委員会でも委員の皆様から、認可するだけではなくて、モニタリングをしっかりとできるようにしていただきたいという希望もあったと思いますが、それに非常に答えるような詳しい結果を出していただきまして、ありがとうございます。見てみると、認可した後に、どのような状況になっているのかしっかり分かって、とてもよかったですと思いました。1件ごとの単価は横ばいぐらいのことで、インフレに合わせて少し今後伸びると採算としては、実質的にはいいのかなと感想を持ちました。

すいません、私から感想だけですが、以上です。ありがとうございます。

ほかの方からはいかがでしょうか。

○渡部信書便事業室長 三浦先生の手が挙がっています。

○佐々木分科会長 では、三浦委員からお願いいたします。

○三浦委員 おはようございます。よろしく申し上げます。今の佐々木委員長もおっしゃっていましたが、このように分かりやすく、後々のこともトータルで教えていただけるのは非常に良かったかと思いました。併せて、参考4の5ページから7ページまでに、事業実績の報告の記載があるかと思いますが、このように認可した後、実績がどうなっているのかを御報告いただけることも重要と考えております。

見込みどおりになっておられない事業者とか、事業未開始の事業者も1者見受けられましたが、御本業がやっていらっしゃるから、信書便事業も合わせてやっていますということなんだと思いますが、このような御報告を定期的きちんとして期末でもいいので、していただくとよいかと思います。認可してそれで終わりということではなくて、参入事業者がどのようになっているのかについて、財源の分も含めて御報告いただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。総務省のほうからはよろしいですか。

○渡部信書便事業室長 三浦先生、コメントありがとうございます。総務省といたしましても、このモニタリングについては、今後引き続き継続的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、また、先生方にも御報告させていただきまして、御指導賜れば幸いです。よろしく申し上げます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、次、異委員、お願いいたします。

○異委員 異でございます。諮問に対する答申案に関しては異存ございません。コメントのみで、これまでの委員の先生方の御発言と共通しますが、信書便事業の現

況を継続的に調べて、まとめて公表していただくことは非常に大事だと感じまして、今回、特に引受通数の増減の動向、売上高の増減の動向が5か年度分まとめて示していただいたわけですが、やはりこの間、郵便料金の値上げについてこの審議会でも審議した結果、実施されておりますし、コロナ以降の郵便物や宅配便の動静を踏まえて政策課題を考えていかなければならないところがあると思いますので、審議会に対する資料という意味だけではなく、国民全体に示す資料としても非常に重要だと思いますので、引き続きこのような取組を行っていただきたいと思っております。

以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。どうでしょうか、すみません、総務省のほうから何かございますでしょうか。

○渡部信書便事業室長 巽先生もコメントありがとうございます。御指摘いただきましたとおり、参考3の7ページで示したとおり、郵便も含めました動向について総務省としても引き続き、分析、モニタリングを進めてまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、実積委員、お願いいたします。

○実積委員 実積です。今回、各社の動向が明らかになったのはとてもいいことだと思います。今まで参入審査のときに各社の参入後の経営状況について質問を何回かさせていただいた身としては非常にありがたいと思います。

ただ、今回やはり1回だけというか、スナップショットなので、このようなことは経年ずっと見ていってどういう傾向があるかを見なければいけないので、今回の試みだけで結果が出るとは思っていません。引き続き毎年というか、継続的に調査されて長期的な動向、どういった傾向で経営が悪化していくのか、上手くいった事業者のビジネスプランはどのようなものかとの知見が出るようにされていけばいいかなと思います。もちろん我々も意見というか、感想を毎回述べさせていただくことになると思っておりますし、情報提供は総務省側にとって大変な作業だと思いますが、継続的にお願いできればと思っております。

以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。総務省のほうから何かございますでしょうか。

○渡部信書便事業室長 実積先生も御指摘ありがとうございます。このモニタリングの取組につきましては、6月の審議会でも御報告させていただきましたが、総務省の通達を改正して、ルールとして今後継続してやっていくことにしておりますの

で、御指摘も踏まえまして、経年でしっかりと状況を追いかけることができるように、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、若林委員、お願いいたします。

○若林委員 御説明どうもありがとうございました。私の発言も実はコメントをお願いしてからの実積委員の御発言とほぼほぼ重なるとは思いましたが、多くの委員がそれをそのように考えているということも意味があるかと思しますので、発言させていただきます。

やはり継続的なチェックが重要だなと思っております。今回の実際の参入、参入の許可申請の事業者の中にも、そもそもの最初から収入と営業利益の見通しがすごく小さい事業者もございます。もしかすると、そのような事業者は結構固く見積もったかとも考えられますが、そうでないケースももちろんあると思しますので、かつ、やはり信書便はただ運ぶだけというのとは違う任務等もございますので、それがしっかり果たせるように、継続的にチェックをお願いできたらと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。総務省のほうから何かございますでしょうか。

○渡部信書便事業室長 若林先生も御指摘ありがとうございます。御指摘踏まえまして、今回の新規参入9者につきましても、今後の状況をしっかりとモニタリングをしてまいりたいと思います。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。非常に参考になりました。ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

○渡部信書便事業室長 谷川先生の手が挙がっています。

○佐々木分科会長 谷川委員、お願いいたします。

○谷川分科会長代理 今日はどうもありがとうございました。私から少し質問で教えていただければと思います。3号役務の定義で、下限の料金が決まっていますが、今後、料金が何に関連して上がったり下がったりする性質のものとして理解したらよろしいでしょうか。それで多分上がっていくことになるのではないかと思います、そうしたときに、許認可の枠組みをもう1回見直すようなことが起こる性質のものなのでしょうか。

○渡部信書便事業室長 谷川先生、御質問ありがとうございます。3号役務での料金の下限である1通当たり800円でございますが、信書便法におきまして、80

0円を下回らない範囲で、具体的には省令で定めるとされておりまして、現在は省令において、1通800円が下限の料金として定められてございます。

こちらは、日本郵便の郵便のユニバーサルサービスに対し、いわゆるクリーム・スキミングにならない範囲で、特定信書便については参入を認めるという趣旨により、日本郵便がユニバーサルサービスとして提供している全国一律で提供している部分に対して影響が及ばない範囲として現在は、800円と定めてございます。

先生御指摘のとおり、物価上昇や様々なコストの増によりまして、今後、郵便も料金について見直しが想定されます。そうすると、ユニバーサルサービスを提供するに当たって、郵便料金が800円に近い水準も視野に入ってくることは、将来的には想定をされるところでございます。その場合には、総務省令を見直すことによってこの800円を、郵便のユニバーサルサービスとの兼ね合いで少し引き上げていくことは、制度上は想定をされているところでございます。ただ、現時点で直ちにとということではございませんが、将来的な可能性としては物価の動向、郵便のユニバーサルサービスに関する料金の動向等も踏まえて、変更、変動する可能性は制度的には想定をされているところでございます。

説明以上でございます。

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。私の質問は、もしそうした場合に、既に許認可を受けている企業の方々を再度審査し直すようなイメージなのか、それとも自動的に料金改定をお願いすることで認可が継続するような仕組みになっているのかについてよく理解できてなかったのが御質問しました。

○渡部信書便事業室長 仮に今後800円の下限料金を引き上げる場合に、既存の許可を受けている事業者で800円すれすれで提供しているような事業者がいらっしまった場合に、どのような対応をするかは、見直した際の経過措置をどのような形で設けるかによると思います。

これは仮定の話なので、現時点でどのような経過措置を設けるかについてなかなか申し上げるのは難しいですが、その時点で、実際に800円すれすれで提供している特定信書便事業者がどのぐらいいらっしゃるかということなどもしっかりと確認をした上で、大きなハレーションがないような形の経過措置をうまく設けていくことが一般的な考え方になろうかと思えます。

また、仮定の話でもございますので、現時点でどういう経過措置があり得るか、設けるかというのは、これ以上は御説明、御容赦いただければと思います。

○谷川分科会長代理 分かりました、ありがとうございました。大変勉強になりました。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。そのほか御意見、御質問などはございますでしょうか。私が見た範囲は以上でよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見などございませんようでしたら、諮問第1270号から1272号につきましては、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、以上で本日の審議は終了しました。全体としまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○事務局(石井) 本日、委員7名の御出席ということで御報告させていただきます。また、次回、郵政行政分科会は別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会